

治山施設に係る個別施設計画策定 のためのガイドライン

平成28年3月28日 策定

林野庁治山課

1 治山施設に係る個別施設計画策定のためのガイドラインについて

本ガイドラインは、治山施設の個別施設計画の作成に際して、管理者が考慮すべき基本的な考え方や手順を示すものである。

政府全体の取組として、平成 25 年 11 月に、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するための方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）がとりまとめられた。

基本計画においては、各インフラの管理者（以下「管理者」という。）及びその者に対して指導・助言するなど当該インフラを所管する立場にある国や地方公共団体の各機関（以下「所管者」という。）は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする「インフラ長寿命化計画」を策定するとともに、管理者は、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定することとされた。

これを踏まえ、林野庁では、治山事業の目的が治山施設の機能のみによって達成されるものではなく、施設の効用が発現される結果、その周辺の森林の機能が回復するとともに、健全な状態で維持されることによって、はじめて達成されるものである等の特性を踏まえつつ、治山施設等に係る長寿命化対策の方向性について取りまとめた「林野庁インフラ長寿命化計画（以下「林野庁行動計画」という。）」を平成 26 年 8 月に策定した。

本ガイドラインは、林野庁行動計画において示された考え方に基づき、個別施設計画を策定するに当たっての留意点を解説したものである。

なお、本ガイドラインについては、今後の知見の蓄積等を踏まえ、改定する可能性があることに留意されたい。

<留意事項 1>

各管理者独自の取組として、本ガイドラインにおいて取りまとめるべき事項として求めている内容について既に整理している場合には、当分の間、当該計画等をもって個別施設計画に代えることができるものとする。

この場合、各管理者は、基本計画および林野庁行動計画等の趣旨を踏まえ、不足している情報等について当該計画等に追加するなど、できるだけ早期に必要な見直しを行うよう努める。

<留意事項 2>

個別施設計画は、予防保全型維持管理の考え方（施設の特性を配慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、老朽化等による機能の低下の程度が軽微である早期の段階に予防的な補修・機能強化を実施することで効率的に機能の保全・回復を図る考え方）に基づくメンテナンスサイクルの核となる計画であり、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減及びこれらの計画的な実

施による予算支出の平準化を図るためのものであることから、計画の対象から除くことをもって施設の維持管理義務がなくなるわけではないことに留意が必要である。また、計画の対象外とした施設についても、災害復旧事業の要件を満たすため、豪雨後等の点検等を必要に応じて実施することが求められる。

<留意事項 3>

個別施設計画の策定時における施設の点検データについては、施設現状の把握や将来の劣化予測に役立つ情報であることから、治山台帳へ随時、記録・保存することが望ましい。

2 個別施設計画とは

治山施設に係る個別施設計画とは、自らが管理する治山施設の機能を効率的・効果的に確保するため、予防保全型維持管理の考え方を導入し、点検・診断（必要に応じ追加調査又は、詳細調査を行う。以下同じ。）や維持管理・更新等を適切に実施することで治山施設の長寿命化を目指すための計画である。

林野庁行動計画では、治山施設の長寿命化対策について、老朽化したインフラの補修等狭義の対策にとどまらず、点検・診断の結果に基づき、機能強化、更新も含めた施設の機能の維持・強化に必要な対策を適切な時期に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状況や対策の履歴等の情報を的確に治山台帳へ記録・更新していくことにより、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげるいわゆるメンテナンスサイクルの構築を図り、将来にわたって求められる機能を適切に発揮し続けるための長寿命化対策の充実を図ることとしている。

これらの考え方を踏まえ、個別施設計画においては、計画対象区域内における個々の治山施設の現状を把握するとともに、これを踏まえた施設毎の維持管理等の内容について整理・計画する。

<用語について>

点検

治山施設の健全度（求められる機能を適切に発揮しているか）や施設周辺の森林の荒廃状況等を把握するために行う調査。

追加調査

目視では健全度の評価が困難な場合に行う、ハンマー等の簡易な器具を用いて行う治山施設の部材や材料の劣化状況を把握するための調査。

診断（健全度評価）

点検、必要に応じて実施する追加調査等の結果に基づき、個々の治山施設の構造や材料の特性を踏まえた上で、機能の低下、部材や材料の劣化状況及び施設周辺の状況を把握し、その程度に応じて、治山施設の健全度を評価すること。

詳細調査

健全度評価によって健全度Ⅲ又はⅣと判断された施設に対し、対策を検討するために実施する高度な技術等を要する詳細な調査である。本調査により施設内部の老朽化の進行度合いや施設周囲の洗掘等の範囲・規模等を把握し対策を検討する。なお、健全度Ⅱと判断された施設についても、必要に応じて行う。

維持管理

点検・診断を実施し、その結果を踏まえて維持作業、補修を行うこと。

維持作業

治山施設の機能を維持するために行う軽微な作業のこと。経過観察も含む。

- ・定期的な腐食防止剤の塗装
- ・ボーリングの洗浄 等

補修（修繕）

治山施設の健全度を回復させるため、部材の交換やコンクリート構造物のクラックへの充填等により、損傷又は劣化前の状態に修復すること（形状変更を伴わない）。

機能強化

既存の治山施設の増厚、かさ上げ等の形状変更を行うことにより、当該施設の有する機能の強化を図ること。

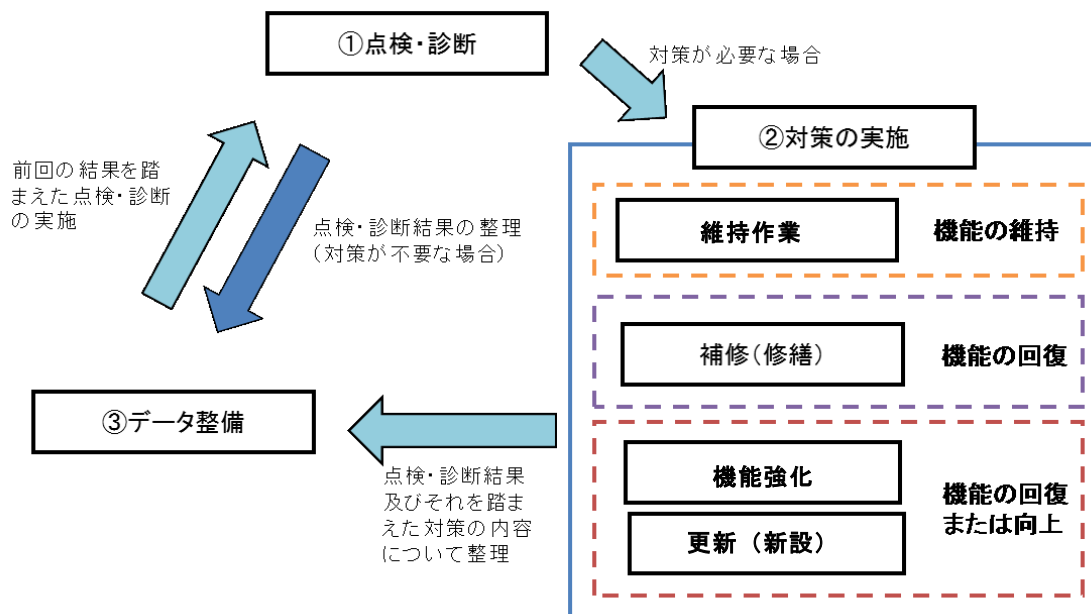
更新（新設）

治山施設の健全度が著しく低下した場合に、既存の治山施設と同等又はそれ以上の機能を有する施設を、既存施設の代替として新たに整備すること。

計画対象区域

流域、市町村、事務所等の個別施設計画を策定する単位の区域

（参考）メンテナンスサイクルのイメージ



3 計画の構成

個別施設計画は、流域等の単位ごとに、長寿命化対策の実施に当たっての基本的考え方、対象施設、計画期間、対策の優先度、施設の状態、対策の内容と実施の時期、対策に要する費用について記載する。

個別施設計画については、治山事業の実施状況等を踏まえ、メンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる単位（流域、市町村、事務所等）ごとに、下記①～⑦に掲げる事項について記載する。

① 基本的事項

各管理者が実施する治山施設の長寿命化対策についての基本的な考え方について、林野庁行動計画や「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付け総財務第74号総務大臣通知）に基づき各都道府県が策定する公共施設等総合管理計画を踏まえ記載する。

② 対象施設

管理する治山施設の全てを対象とする。なお、林野庁行動計画を踏まえ、予防保全型維持管理による対応が不相当または困難な施設については、対象から除外することができる。

③ 計画期間

施設の状態は、経年劣化等によって変化することから、点検サイクル等を考慮の上、5年間から10年間を目安に計画期間を設定する。

④ 対策の優先度

個別施設の状態（健全度の状況やその要因等）の他、当該施設が果たしている機能、重要性等を考慮し、対策の優先度を決定する。

⑤ 施設の状態等

点検・診断によって得られた施設の状態について、施設毎に記載する。なお、点検・診断が未実施の施設については、個別施設計画の初回策定時において、点検実施予定時期を明らかにする。

また、施設周辺の森林の状況等についても記載する。

なお、施設の把握の単位の考え方については、別紙1「主な施設の把握の単位について」のとおりである。

⑥ 対策内容と実施時期

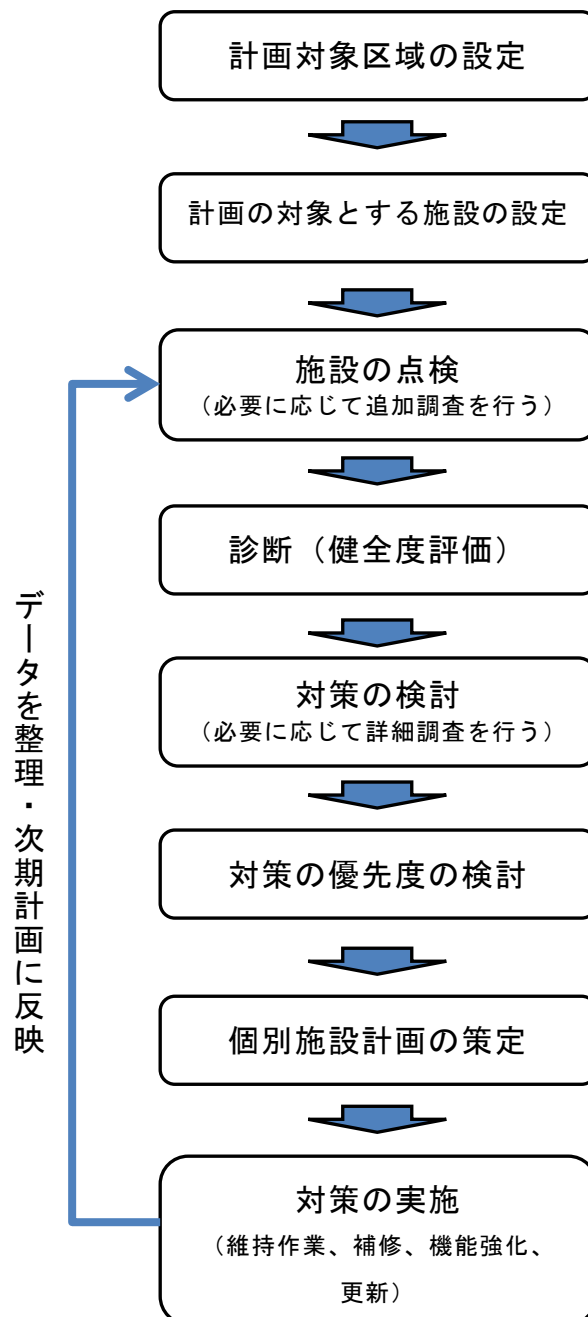
上記「④対策の優先度」及び上記「⑤施設の状態等」を踏まえ、点検・診断や維持管理・更新等の必要な対策について、工事等の内容やその実施時期を施設毎に記載する。

⑦ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を記載する。

なお、計画策定及び計画の実施に係るフロー図を以下に示す。

(参考) 計画策定及び計画の実施に係るフロー図



4 計画の対象とする施設について

管理する治山施設の全てを対象とする。なお、林野庁行動計画を踏まえ、予防保全型維持管理による対応が不適當又は困難な施設については、対象から除外することができる。

(1) 計画対象施設について

原則として、個別施設計画の策定は、各管理者が管理する全ての治山施設（森林法第 41 条第 3 項に規定する保安施設事業に係る施設、地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設、山林施設災害復旧事業及び山林施設災害関連事業により整備された施設をいう。）を対象とする。施設の把握の単位は別紙 1 「主な施設の把握の単位について」のとおりとし、個別の施設の状態等について把握する。

※国と都道府県の分担

国	国有林治山事業で整備された治山施設、民有林直轄治山事業及び直轄地すべり防止事業並びに災害復旧事業(直轄)で整備された施設のうち国から都道府県へ移管していない治山施設
都道府県	民有林補助治山事業(交付金による事業を含む)、地方単独事業、災害復旧事業(補助)で整備された治山施設、民有林直轄治山事業及び直轄地すべり防止事業並びに災害復旧事業(直轄)で整備された施設のうち、事業完了し国から都道府県に移管された治山施設

(2) 計画対象から除くことができる施設

次の①から③までの施設については、管理者の主体的な判断により、計画の対象から除くことができる。

① 予防保全型維持管理・更新等の必要性が認められない施設

施設の効用により斜面の安定や溪岸の侵食防止等が図られ、健全な森林に回復した結果、保安林の指定目的が十分達成された状態となっており、かつその機能の発揮の態様等を踏まえ、当該施設の予防保全型維持管理を行わなくても、森林の国土保全機能等の発揮と相まって、期待される効果が持続的に確保されうると考えられる施設。

② 第三者への影響が限定的な施設

老朽化に伴う経年劣化等により施設が損傷した場合等であっても、その影響の及ぼす範囲が限定的であるなど、第三者に被害を及ぼす等の重大な事故を引き起こす可能性が極めて小さい施設。

③事後的な措置により対応する施設等

その他、規模が小さく予防保全型維持管理によるトータルコストの削減効果が限定的であり、事後的な措置を行うことにより対応する方が効率的な施設等。

<留意事項>

個別施設計画は、予防保全型維持管理の考えに基づくメンテナンスサイクルの核となる計画であることから、計画の対象から除くことをもって施設の維持管理義務がなくなるわけではないことに留意が必要である。また、計画の対象外とした施設についても、災害復旧事業の要件を満たすため、豪雨後等の点検等を必要に応じて実施することが求められる。

(3) 新たに整備される施設の取扱

個別施設計画の策定時点で整備中の施設や、計画策定後に新たに整備された施設について、残りの計画期間や施設の点検サイクル等を勘案し、既に計画に位置づけられている施設の取扱いとの整合性に留意の上、適宜現行計画又は次期計画の対象施設として位置づける。

5 施設の点検

各治山施設の健全度、施設周辺の森林現況等を把握するため、定期点検、緊急点検等を実施するものとする。

各治山施設の健全度を把握するため、基礎の洗掘、水通しの摩耗、部材の腐食、目詰まり等の施設の機能及び部材や材料の性能の低下状況等について、以下の点検を実施する。

点検の種類は以下のとおりである。

- ・一定の期間毎に実施する定期点検
- ・豪雨や地震等発生後に行う緊急点検

なお、定期点検と緊急点検は基本的に目視による点検を基本とするが、目視により施設に異常が見られた場合、必要に応じて簡易な器具を用いた追加調査を実施する。

6 診断

点検結果に基づいて、個別施設の特性を踏まえた上で、機能の低下又はその可能性の有無、部材や材料の劣化状況及び施設周辺の状況を把握し、その程度に応じて健全度を評価（診断）する。

点検結果に基づいて、個別施設の特性（構造や材料）を踏まえた上で、機能の低下又はその可能性の有無、部材や材料の劣化状況及び施設周辺の状況を把握し、その程度に応じて施設全体の健全度を評価（診断）する。

また、施設には損傷がみられない場合であっても、施設周辺で新たな荒廃の発生や拡大等が確認された場合や、施設の基礎部における洗掘が見られた場合等の異常が確認された場合には、施設の機能強化等も含めた対策の検討を行う必要があることから、施設の点検・診断に際しては、可能な限り周辺の森林の状況等についても把握する。

なお、施設全体の健全度の評価区分を示すと以下のとおりである。

施設全体の健全度	説明	
	施設や周辺の状態	求められる対応
健全度Ⅰ	異常なし又は軽微な損傷等	対策の必要性なし
健全度Ⅱ	損傷等が認められるが、施設全体の機能は維持されている。	経過観察が必要
健全度Ⅲ	損傷等が認められ、施設全体の機能の低下が生じる可能性がある。	早期に対策が必要
健全度Ⅳ	著しい損傷等により、施設全体の安定性や強度が低下している。	緊急に対策が必要

7 対策の検討

点検・診断の結果を踏まえて、必要に応じ詳細調査を実施し、対応方針及び具体的な対策の内容を検討する。

点検・診断の結果、施設全体の健全度がⅢ又はⅣと判断された施設については、基礎の洗掘、水通し部の摩耗、部材の腐食、目詰まり等、施設の機能に影響を及ぼし得る不具合が認められる場合には、詳細調査を実施し施設内部の老朽化の進行度合いや周辺施設の洗掘等の把握・規模等を把握した上で、補修、機能強化等の必要な対策について検討する。

8 対策の優先度の検討

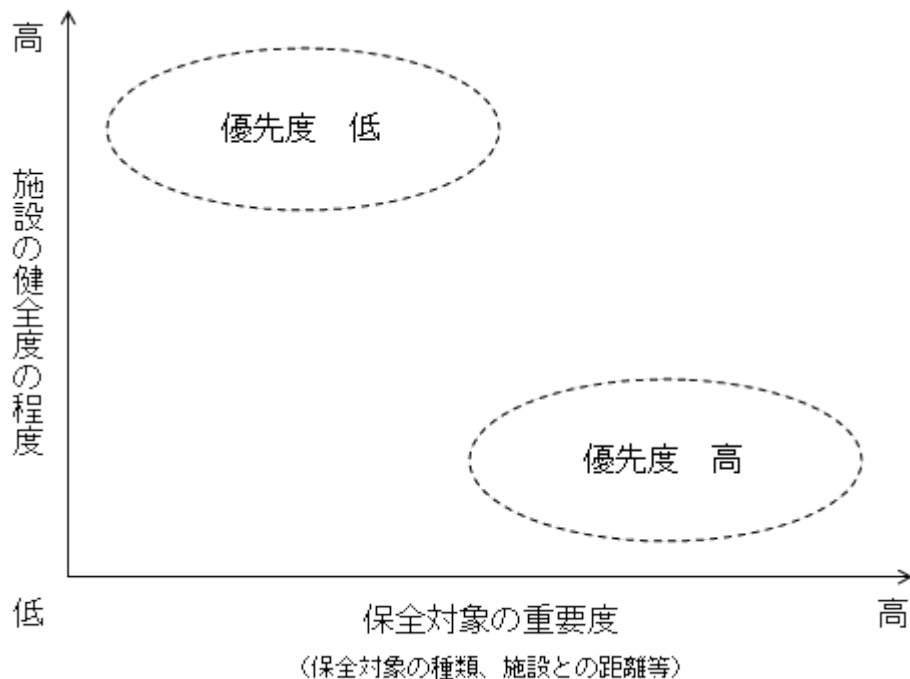
個別施設の状態（施設の損傷及び部材や材料の劣化の状況やその要因等）の他、当該施設が果たしている機能、重要性等を考慮し、対策の優先度を明確にする。

個別施設計画の策定に当たっては、点検・診断により機能の低下等の状況を把握し、施設の健全度を評価するとともに、以下の項目についても勘案の上、対策の内容及び優先度を明確にした上で、例えば、保全対象に近接する治山施設等山地災害の防止のため特に重要な施設については優先的に対応するなど、効率的・効果的な対策を図る。

【優先度の検討のための調査項目】

- ・ 治山施設周辺の地形・地質等の自然条件や荒廃状況
- ・ 保全対象との位置関係
- ・ 保全対象の重要度
- ・ 過去の災害履歴

（参考）優先度判定の一例



9 個別施設計画の策定

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に記載する。なお、点検・診断が未実施の施設については、点検実施予定時期を明記する。また、点検・診断や維持管理・更新等の必要な対策について、計画する工事等の内容や実施時期を施設毎に記載するとともに、計画期間内に要する対策費用の概算額を記載する。

個別施設計画においては、治山台帳索引番号、所在位置、施設諸元（工種、構造、規模、施工年度）、被災履歴、維持管理・更新等の実施履歴、施設の現況、保全対象の現況等について、施設毎に別表 1「個別施設計画整理表」に記載する。

このうち、施設の現況については、各施設の点検・診断を実施し、それぞれの施設が求められる機能を適切に発揮しているかどうかについて現状を的確に把握した上で記載する。また、初回の計画策定前に点検・診断を実施していない施設がある場合については、計画期間中における点検実施予定時期を施設毎に記載する。

点検の結果、基礎の洗掘、水通し部の摩耗、部材の腐食、目詰まり等、施設の機能に影響を及ぼし得る不具合が認められる場合については、詳細調査を実施した上で、補修、機能強化等の必要な対策について検討するとともに、計画する対策の内容や優先度、実施時期について個別施設毎に記載する。

この場合、近年の集中豪雨の頻度や強度の増大等により想定される災害外力も踏まえ、

- ①事前防災・減災の観点からの治山ダムの増厚・嵩上げや副ダムの設置による洗掘防止等の機能強化
- ②森林の山地災害防止機能の発揮による施設整備に係るコスト縮減等の観点から有効となる周辺の森林整備についても積極的に検討する。

また、これらの対策の実施に必要な費用（工事費）について、施設毎の概算額及び計画対象区域全体の総額について記載する。

なお、計画策定以降の山地災害の発生、気象害等による森林現況の変化、社会情勢の変化、技術的知見の向上等を踏まえ、対策の内容や実施時期に大きな変更が生じる場合には、随時計画を見直すこととする。

<留意事項>

個別施設計画の策定にあたっては、限られた人員や予算の中で維持管理・更新等を効果的かつ効率的に実施するため、関係機関と連携しつつ、非破壊検査技術や ICT の活用等の新技術が導入された取組事例を収集・把握し、現場のニーズを踏まえつつ積極的に導入を図るとともに、これら優良事例の情報交換・共有を推進する。

また、木製構造物については、腐朽による劣化等木材としての材料特性を踏まえ、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減に向けた施設の長寿命化を周辺環境に応じて効果的かつ効率的に行うための技術の向上を図る。

10 様式

個別施設計画の様式については、別紙2「個別施設計画（様式）」及び別表1「個別施設計画整理表」のとおりとする。

個別施設計画の様式については、別紙2「個別施設計画（様式）」及び別表1「個別施設計画整理表」によるものとする。

なお、個別の施設の状況写真や詳細な点検・診断結果については、治山台帳（様式11 補助表 治山施設点検整備表）に記載する。

別紙1 主な施設の把握の単位について

工種	把握単位	施設諸元に係る把握事項		留意事項	備考
		施設の規模等	その他		
治山ダム工(谷止工、床固工)	1基ごと	高さ、長さ、天端厚(m)	構造(コンクリート製、鋼製等)、透過型・非透過型	副ダム、側壁、水叩き等一体的な構造物を含む	ストック量調査済
護岸工	一体と認められる連続した施設ごと	延長(m)	構造(コンクリート製、鋼製等)	(注1)	
流路工	一体と認められる連続した施設ごと	延長(m)	構造(コンクリート製、鋼製等)	(注1)	
水制工	一体的であると認められる一連の施設ごと	延長(m)	構造(コンクリート製、鋼製等)	(注2)	
山腹基礎工					
土留工	一体と認められる連続した施設ごと	延長(m)	構造(コンクリート製、鋼製等)	(注1)(注3)	
水路工	一体と認められる連続した施設ごと	延長(m)		(注2)	
法枠工	一体と認められる連続した施設ごと	面積(m ²)		(注1)(注3)	ストック量調査済
アンカー工	一体的であると認められる一連の施設ごと	本数(本)		(注4)	ストック量調査済
補強土工(ロープネット・ロックボルト併用工法等)	一体と認められる連続した施設ごと	面積(m ²)		(注1)	ストック量調査済
モルタル吹付工	一体と認められる連続した施設ごと	面積(m ²)		(注1)	
落石防止工					
落石予防工(固定工、根固工)	一体的であると認められる一連の施設ごと	箇所数(箇所)		(注2)	
落石防護工(防護壁工、防護土留工、防護柵工等)	一体と認められる連続した施設ごと	延長(m)		(注1)	ストック量調査済
防潮工					ストック量調査済
防潮堤	一体と認められる連続した施設ごと	延長(m)		(注1)	
防潮護岸	一体と認められる連続した施設ごと	延長(m)		(注1)	
消波工	一体と認められる連続した施設ごと	延長(m)		(注1)	
消波堤	一体と認められる連続した施設ごと	延長(m)		(注1)	
突堤	一体的であると認められる一連の施設ごと	延長(m)		(注2)	
離岸堤	一体的であると認められる一連の施設ごと	延長(m)		(注2)	
なだれ防止施設					
予防施設(雪庇予防柵工、予防柵工、吊柵工、予防杭工、吊枠工)	一体的であると認められる一連の施設ごと	基数(基)		(注2)	ストック量調査済
防護施設(擁壁工、柵工、杭工)	一体的であると認められる一連の施設ごと	基数(基)		(注2)	
ボーリング排水工	一体的であると認められる一連の施設ごと	本数(本)		(注2)	ストック量調査済
集水井工	1基ごと	深さ(m)	構造(コンクリート製、鋼製等)	(注2)(注5)	ストック量調査済

別紙1 主な施設の把握の単位について

工種	把握単位	施設諸元に係る把握事項		留意事項	備考
		施設の規模等	その他		
排水トンネル工	1本ごと	延長(m)	構造(コンクリート製、鋼製等)	(注5)(注6)	ストック量調査済
杭工、シャフト工	一体的であると認められる一連の施設ごと	本数(本)		(注7)	注1
山地災害情報システム	一連のシステムごと	システム数(式)		一問一答(治山事業の解説(発行:日本治山治水協会))P140	ストック量調査済
<備考>					
落石予防工(被覆工)		面積(m2)			法枠工、吹付工で把握
地すべり防止工としてのアンカー工、治山ダム工、土留工等					山腹基礎工等で把握
保安林管理道				林道の個別施設計画に準ずる	
<一般的には長寿命化対策の対象外と考えられる施設>					
山腹基礎工(法切工、埋設工、暗きょ工、張工)				他施設の点検の一環として行われる「周辺の森林状態の把握」で状態を把握	(注8)
山腹緑化工(柵工、筋工、伏工、軽量法枠工、植生工等)				〃	〃
落石予防工(斜面切取工、転石整理工)				〃	〃
作業施設(共生保安林整備事業)				一問一答P175, 176	〃
その他					〃

注1:構造、施工年度、連続性等から一体の施設として管理することが適当と認められる単位。なお、整備年が大きく異なる(概ね5年以上)場合や構造が異なる場合、他の施設や地形等により分断されている場合については、別個の施設として扱う。

注2:構造、施工年度、配置の連続性等から一体の施設として管理することが適当と認められる単位。なお、整備年が大きく異なる(概ね5年以上)場合や構造が異なる場合については、別個の施設として扱う。

注3:アンカーが設置されている場合、当該アンカーについてはアンカー工として把握する。その場合、当該施設の管理番号を関連施設の枝番とし、どの法枠工等に設置されたものか区別できるようにする。

注4:一体的とは、同一構造のアンカーが一連のものとして配置されているものを指す。なお、整備年度が大きく異なるもの(概ね5年以上)は別個の施設として取り扱う。特に、旧タイプアンカー(1988年制定の地盤工学会基準以降の学会基準に準拠しない構造のアンカー)とそれ以外のアンカーを一連の施設として取り扱わないこと。

注5:施設内の集水ボーリング等はボーリング排水工として把握する。その場合、当該施設の管理番号を関連施設の枝番とし、どの集水井等に設置されたものか区別できるようにする。

注6:内部で枝分かれしていても同一のトンネルとして扱う(拡幅部は断面等の構造が異なる場合もあるが、同一施設として扱って構わない)。ただし、覆工材料等の構造が異なるため維持管理上の取扱が大きく異なる場合は、別個の施設として取り扱う。その場合、整理票において隣接する行に枝番として整理するなど、管理に支障のないよう留意する。

注7:杭工、シャフト工については、施設の状態を直接把握することは困難であるものの、周辺の変状(クラックの発生等)により、機能を適切に発揮しているか間接的に把握し、必要に応じて対策(更新)を実施することが可能であることから、対象施設として例示している。

注8:メンテナンスサイクル構築の効果が低い、他施設の点検の一環として行われる周辺の森林状態の把握で状態の把握が可能と考えられるなど。ただし、管理者の判断により対象施設として位置づけることは否定しない。

〇〇（都道府）県〇〇流域治山施設個別施設計画

1. 基本的事項
- 2 対象施設
- 3 計画期間
- 4 対策の優先度
- 5 施設の状態等
- 6 対策内容と実施時期
- 7 対策費用

記載注意

- ・「治山施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン」に留意の上、記載する。

(記載例)

〇〇県〇〇流域治山施設個別施設計画

1. 基本的事項

本県における治山施設を取り巻く現状と課題は・・・・である。これを踏まえ、・・・・などの必要な対策を適切に実施する。

2 対象施設

本計画の対象とする施設については、別表1のとおりである。

3 計画期間

本計画の策定年度である平成〇年度から〇年度までを計画期間とする。

4 対策の優先度

本計画における施設毎の優先度については、別表1のとおりである。

5 施設の状態等

本計画の策定に当たって実施した点検・診断により把握された（または本計画の策定時点で把握されている）施設毎の状態については、別表1のとおりである。なお、計画策定時点で点検・診断が未実施の施設については、点検実施予定時期を記載している。

6 対策内容と実施時期

上記「対策の優先順位の考え方」及び「個別施設の状態等」を踏まえ、個別の施設毎に講じる対策及び実施の時期について別表のとおり計画する。

7 対策費用

本計画における長寿命化対策に必要な費用の見通しは総額〇〇百万円（工事費）である。また、個別施設ごとの対策費用については別表のとおりである。なお、この金額は計画策定時点における概算であり、具体の工事発注時における詳細な設計や今後の災害等の発生状況や社会情勢の変化により、費用の見通しに変動が生じる場合がある。

記載注意

- ・「治山施設に係る個別施設計画策定のためのガイドライン」に留意の上、記載する。

参考

工種名1	工種名2	構造	単位	健全度評価	分類	優先度	適用した事業
溪間工	治山ダム工(谷止工、床固工)	コンクリート製	延長(m)	健全度Ⅰ	点検・診断	高	農山漁村地域整備交付金(予防治山)
山腹工	護岸工	鋼製	面積(m ²)	健全度Ⅱ	補修	中	農山漁村地域整備交付金(地域防災対策総合治山)
海岸防災林	流路工	コンクリートブロック積	本数(本)	健全度Ⅲ	機能強化	低	農山漁村地域整備交付金(林地荒廃防止)
なだれ防止林	水制工	石積	箇所数(箇所)	健全度Ⅳ	経過観察		農山漁村地域整備交付金(山地災害総合減災対策治山)
地すべり防止工	土留工	木製	基数(基)		更新		農山漁村地域整備交付金(治山施設機能強化)
その他	水路工	その他	深さ(m)				農山漁村地域整備交付金(保安林管理道整備)
	法枠工		システム数(式)				復旧治山
	アンカー工						防災林造成
	補強土工(ロープネット・ロックボルト併用工法等)						水源森林再生対策
	モルタル吹付工						奥地保安林保全緊急対策
	落石予防工(固定工、根固工)						水源の里保全緊急整備
	落石防護工(防護壁工、防護土留工、防護柵工等)						地すべり防止
	防潮堤						保安林整備
	防潮護岸						保安林改良
	消波工						保育
	消波堤						地方単独
	突堤						
	離岸堤						
	なだれ予防施設(雪庇予防柵工、予防柵工、吊柵工、予防杭工、吊枠工)						
	なだれ防護施設(擁壁工、柵工、杭工)						
	ボーリング排水工						
	集水井工						
	排水トンネル工						
	杭工、シャフト工						
	山地災害情報システム						

※分類欄の「経過観察」は、日常業務の一環として目視等により概況を把握するなど、点検・診断より軽微な内容ものを指す